

保育料多子軽減申請用

(裏面に制度の説明があります)

在籍証明申請書

私の子どもの兄弟姉妹が保育園等（保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所））に入園するに当たり、保育料多子軽減の適用を受けるため、幼稚園、特別支援学校、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援の在籍証明書を添付して申請する必要がありますので、私の子どもが在籍している証明をお願いします。

児童名 _____

平成 年 月 日

保護者名 _____ ㊟

在籍証明書

次の児童は、上記の保育料多子軽減の適用対象となる、本施設に在籍していることを証明します。

1 在籍児童名 _____ (生年月日：平成 年 月 日生)

2 入園年月日 平成 年 月 日

3 学年 ①年長 ②年中 ③年少 ④年少未満
(該当する学年に○をしてください)

4 施設種別 (該当する種別に○をしてください。)

- ①幼稚園 ②特別支援学校 ③児童心理治療施設通所部
- ④児童発達支援 ⑤医療型児童発達支援

平成 年 月 日

所在地 _____

施設名 _____

代表者 _____ ㊟

職氏名 _____

保護者記入欄

保育園等入園乳幼児名 _____

保育園等名 _____

※福祉事務所等に提出される際に御記入ください。

(福祉事務所等記入欄)

通知書番号 _____

乳幼児氏名 _____

※対象施設確認欄

係	係長

○ 保育料の多子軽減について ○

同一世帯から2人以上のお子さんが保育園や幼稚園等に入園している場合は、小学校就学前のお子さんのうち、上から2人目のお子さんの保育料を半額、3人目以降のお子さんの保育料等を無料とします。

多子軽減の算定対象となる施設等

保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所）、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

※多子軽減を適用するお子さんが幼稚園、認定こども園（1号認定）に入園している場合、上記施設等に加えて、小学校及び特別支援学校小学部（第1学年から第3学年に限る）も対象となります。

この保育料多子軽減を実施するため、保育園等に入園しているお子さん以外に幼稚園等を利用されているお子さんがいらっしゃる世帯の方は、幼稚園等に在籍されていることを確認するため、毎年度4月以降に「在籍証明書」を区保健福祉課に速やかに提出していただきますようお願いいたします。（小学校、保育園、子ども・子育て支援制度に参加している幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の場合は、提出は不要です。）

なお、証明の提出時期によっては、一旦軽減前の金額で保育料を納付していただき、軽減手続が完了してから差額を還付させていただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。

また、証明書の提出後に幼稚園等を退園等された場合は、「退園・退学・利用終了報告書」を速やかに提出してください。退園された時から多子軽減の適用はなくなりますが、報告が遅れてしまい、さかのぼって軽減前の保育料となり増額となった場合は、その差額を一括で納めていただくこととなりますので御注意ください。

< 提出先・問い合わせ先 >

中区保健福祉課	(082) 504-2569	安佐南区保健福祉課	(082) 831-4945
東区保健福祉課	(082) 568-7733	安佐北区保健福祉課	(082) 819-0605
南区保健福祉課	(082) 250-4131	安芸区保健福祉課	(082) 821-2813
西区保健福祉課	(082) 294-6342	佐伯区保健福祉課	(082) 943-9732